

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本校では、学則で定める修業年限以上在籍し、各学科所定の単位を修得するとともに、教育理念に基づいた以下のような力を身につけた者に対して、卒業を認定する。

- 1) 医療・福祉・保育の現場で必要とされる実践的・専門的能力を身に付ける。
- 2) 社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付ける。
- 3) 豊かな心（他人を思いやる心や献身的な心 など）を身に付ける。

また、本校設置の課程のうち修業年限が2年以上かつ総授業時数1,700時間以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。卒業判定は、毎年3月初旬に全教職員による卒業判定会議が行われ、学校長が卒業の認定を行う。

<介護福祉学科>

- 1) 介護を必要とする方々に関わるために、介護福祉士として必要な専門的知識と技能を身に付ける。
- 2) 多職種連携や地域連携、個別援助計画を実践していくための思考力と実践力を身に付ける。
- 3) 自分が所属する様々なチームをマネジメントできる知識と技術を身に付ける。
- 4) 人から求められる人間性と態度を身に付ける。

<こども保育学科>

- 1) 保育・福祉における様々な課題をとらえ、現場で支援・指導するための専門的知識及び技能を身に付ける。
- 2) 保護者、地域、多職種と円滑にコミュニケーションをはかる能力を兼ね備え、保育・福祉の現場で実践できる能力を身に付ける。
- 3) 保育・福祉に携わる社会人として相応しい倫理観、使命感・責任感、やさしさと思いやりを持って行動できる。